

子の看護休暇・介護休暇が  
時間単位で取得できるようになります！  
(施行は令和3年1月1日です)

#### ＜改正のポイント＞

(改正前) 半日単位での取得が可能

⇒ (改正後) 時間単位での取得が可能

(改正前) 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない

⇒ (改正後) 全ての労働者が取得できる

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

※ 詳細は下記のホームページをご覧ください。

(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

【子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得に関するQ&Aが掲載されています。】

愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL：089-935-5222